

## 平成 29 年度保育園等利用調整基準（案）の主な変更・追加箇所

1. 調整指数追加
  - (1) 育児休業法等に基づく育児休業取得前に保育園等を利用しており、同じ保育園等を再度希望する場合 +2
  - (2) 2 歳児で卒園となる保育園等の卒園児童 +2
2. 育児休業取得時の継続利用の年齢の引き下げ 3 歳以上児 → 2 歳以上児  
(新規申込みは、変わらず 3 歳以上児)
3. 小規模保育事業所（3 事業所）の追加
4. （新設）日進めばえ保育園の追加

# 平成 29 年度 日進市保育園・ 認定こども園・小規模保育事業所等利用案内

保育園等の利用申込みをされる前に必ずお読みください。

利用申込みの手続きのほか、入園後のことについても、重要なことをまとめてあります。  
入園後も、大切に保管してください。

目 次	
1. 子ども・子育て支援新制度について(P.2)	6. 乳児保育について(P.9)
2. 支給認定基準について(P.3)	7. 利用者負担額（保育料）について(P.9)
3. 日進市内の保育認定の利用先一覧(P.4)	8. 利用申込み後・入園後の手続きについて(P.9)
4. 保育園等利用申込みの手続きから決定まで(P.6)	9. 発達の遅れや障害等がある児童の入園 について(P.10)
5. ならし保育について(P.9)	

## ◆保育園とは

保育園は児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つで、家庭で十分に保育ができない乳幼児を保護者の希望により保育するところです。入園にあたっては保護者の就労等の事由が必要です。

## ◆認定こども園とは

認定こども園とは、保育所機能と幼稚園機能の両方を一体的に提供するとともに、地域の子育て世帯向けの支援事業を実施する施設です。

## ◆小規模保育事業所とは

小規模保育事業所とは、市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けられた 0～2 歳児の児童の保育を 19 人以下で実施する事業所です。

## ◆保育時間について

市立保育園の通常保育時間は、平日午前 8 時から午後 4 時まで、土曜日は午前 8 時から正午までです（私立、認定こども園、小規模保育事業所は異なる場合があります）。父母の就労の事由で通常保育時間を超過して保育が必要な場合は、別途延長保育の申請が必要です。園によって、延長保育時間は異なります。各園の保育時間は 4 ページをご覧ください。

## ◆平成 29 年度保育園等利用対象年齢

区 分	対象児（生年月日等）の範囲	最長保育実施希望期間
5歳児クラス（年長）	平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日
4歳児クラス（年中）	平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日
3歳児クラス（年少）	平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日	平成 32 年 3 月 31 日
2歳児クラス	平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日	平成 33 年 3 月 31 日
1歳児クラス	平成 27 年 4 月 2 日～平成 28 年 4 月 1 日	平成 34 年 3 月 31 日
0歳児クラス	平成 28 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日	平成 35 年 3 月 31 日
	平成 29 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 1 日	平成 36 年 3 月 31 日

＜お問合せ先＞ 日進市役所こども課 保育係 〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地  
電 話 (0561) 73-7111 (代表) 内線 253・268  
(0561) 73-1095 (直通)  
F A X (0561) 72-4603  
ホームページアドレス <http://www.city.nisshin.lg.jp>

## 1. 子ども・子育て支援新制度について

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

新制度の実施に伴い、保育園や認定こども園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただき、市から認定証を交付します。保育が必要な方は、市が利用調整（審査）を行うため、同時に、希望する保育園等の利用申込みが必要です。

### (1) 支給認定について

①支給認定には、3つの認定区分があります。

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	お子さんが満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望される場合	教育標準時間	幼稚園(注1) 認定こども園(教育機能部分)
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園(保育機能部分)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子さんが満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園(保育機能部分) 地域型保育事業(小規模保育事業等)

(注1) 新制度に移行する園が対象です。旧制度のまま継続する園は1号認定を受ける必要はありません。

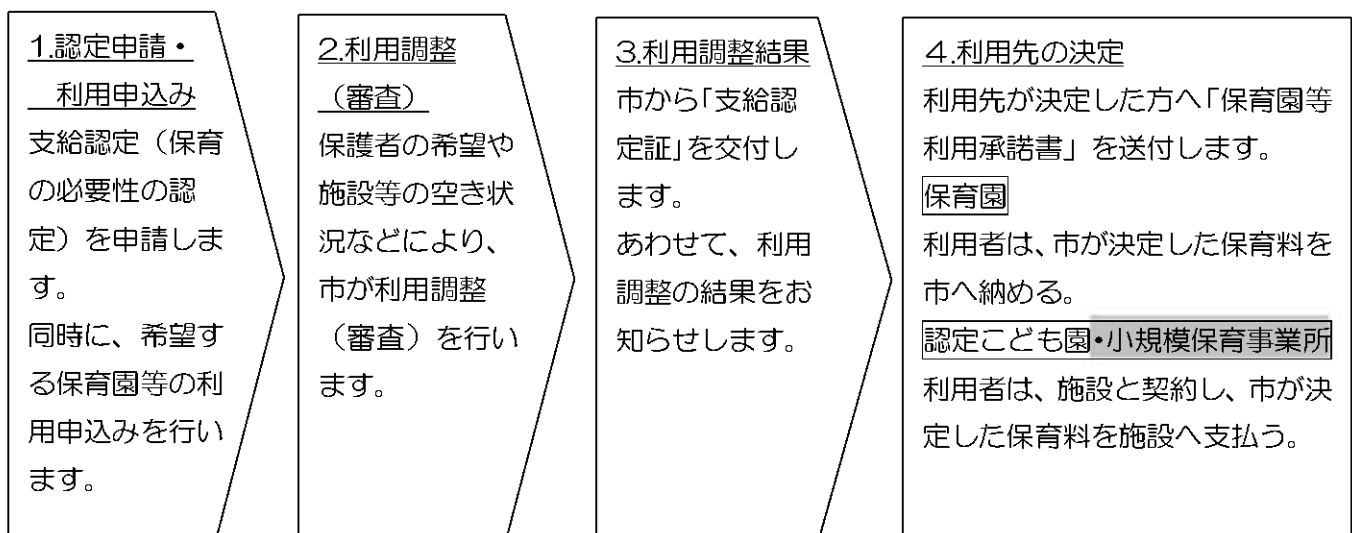
②保育認定(2号又は3号認定)を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間(保育必要量)を認定します。

★「保育標準時間」・・・主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大11時間。就労などで月120時間以上。

「保育短時間」・・・主に保護者のいずれも、または、いずれかが、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大8時間。就労などで月60時間以上。

### (2) 利用手続きの流れ(2号認定・3号認定)

保育園等の利用を希望する場合



## 2. 支給認定基準について

保育園等に利用申込みができるのは、次の基準をすべて満たす場合です。

①日進市に住民登録しており、実際に日進市で生活していること、又は転入予定である家庭の児童であること（転入の場合、土地家屋の売買契約書や賃貸借契約書等の写しの提出が必要です）。

②「子ども・子育て支援新制度」による3つの支給認定区分のうち、2号・3号認定に該当すること。

保育認定（2号・3号）に当たっては、保護者（父母等）に次のいずれかの事情があり、保育を必要とする状態にあること。

保 育 認 定 基 準	具体的な保護者の保育認定事由
1 居宅外労働	居宅外で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること
2 居宅内労働	居宅内で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること
3 産前産後	出産予定日12週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内にあること
4 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神又は身体に障害を有する状態であること
5 介 護	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること
6 災 害 復 旧	災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合
7 就 学	月60時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）
8 求 職 活 動	申込み時点で就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。
9 そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待やDVのおそれがあること</li> <li>・育児休業取得中の利用（3歳以上児のみ。育児休業取得時に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合は2歳以上児。）</li> <li>・上記1～9に類する状態にあること</li> </ul>

### <利用申込みにあたっての注意事項>

※ 入園年度内に復帰しない育休中の方は、3歳以上児に限り申込みできますが、保育の必要性が低いため、希望される保育園等への入園が難しい場合があります。年度内復帰する場合は、居宅外労働としての申込みとなります。

※ 求職活動を入園事由として利用承諾された児童は、入園後3か月以内に、上記入園基準1又は2を満たした「保育を必要とする事由証明書」を提出されない場合は退園していただきます。

※ 同居する祖父母等（入園年度の4月1日時点で65歳未満）に児童を保育できない事由がない場合は、日進市保育園等利用調整基準指数に影響します。児童を保育できない事由がある場合は、「保育を必要とする事由証明書」を提出してください。

同居、別居の区別については、祖父母等と住所が同一の場合は原則として同居とみなします。ただし、住民票も世帯分離しており、玄関、台所、トイレなどが別々で壁で仕切られていて往来できない状況であること、生計が別で光熱水費のメーターが別々になっている場合は、別居とみなします。

※ 食物アレルギーにより、除去食を希望される方は、申込み時に申し出てください。

### 3. 日進市内の保育認定の利用先一覧

#### ○保育園

区分	施設名	所在地	電話番号 (0561)	クラス年齢 (4月1日現在)	保育時間
市立保育園	西部	赤池 3-1403	052-802 -1969	0~5 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	北部	竹の山 4-504	72-3731	0~5 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	中部	浅田町平池 35	052-802 -2859	0~5 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~19:00 (土曜日) 7:30~14:00
	新ラ田	岩崎町新ラ田 93-1	73-3021	0~5 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~19:00 (土曜日) 7:30~14:00
	東部	米野木町仲田 35-14	73-3163	1~5 歳児 (1歳以上)	(平 日) 7:30~19:00 (土曜日) 7:30~14:00
	南部	折戸町孫三ヶ入 29	73-1561	0~5 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	梅森	梅森町上松 288-3	052-803 -3134	0~5 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	三本木	三本木町上川田 9	73-7876	0~5 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	北新田	北新町殿ヶ池中 40	73-7866	0~5 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	米野木台西 ※1	藤枝町廻間 1-1	75-5900	0~5 歳児 (3か月以上)	(平 日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~19:30 ※2
私立保育園	日東	藤島町寺下乙 29	72-0459	0~5 歳児 (3か月以上)	(平 日) 7:15~19:15 (土曜日) 7:15~13:30
	あかいけ屋下	赤池町屋下 348	052-800 -2155	0~5 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~19:30
	香久山	香久山 1-1701	052-800 -2211	0~2 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~13:30
	(新設)日進めば え	折戸町笠寺山 62-162		0~5 歳児 (3か月以上)	(平 日) 7:30~19:30 (土曜・祝日) 7:30~19:30

※1 管理運営は、社会福祉法人日東保育園による指定管理

※2 公立保育園に通う園児を対象とした 14 時を超える土曜日保育を実施

#### ○認定こども園

区分	施設名	所在地	電話番号 (0561)	クラス年齢 (4月1日現在)	保育時間
地方裁量型	キッズツリーハウ ス認定こども園 竹の山	竹の山 4-2720	73-8250、 0120- 145-006	0~5 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~19:30 (土曜・祝日) 8:00~18:00
	愛知国際 プリスクール ※英語を基本とし た教育保育を実施	折戸町梨子ノ木 46	56-6600	2~5 歳児 (満 2 歳以上)	(平 日) 8:00~18:00 (土曜日) 8:00~12:00

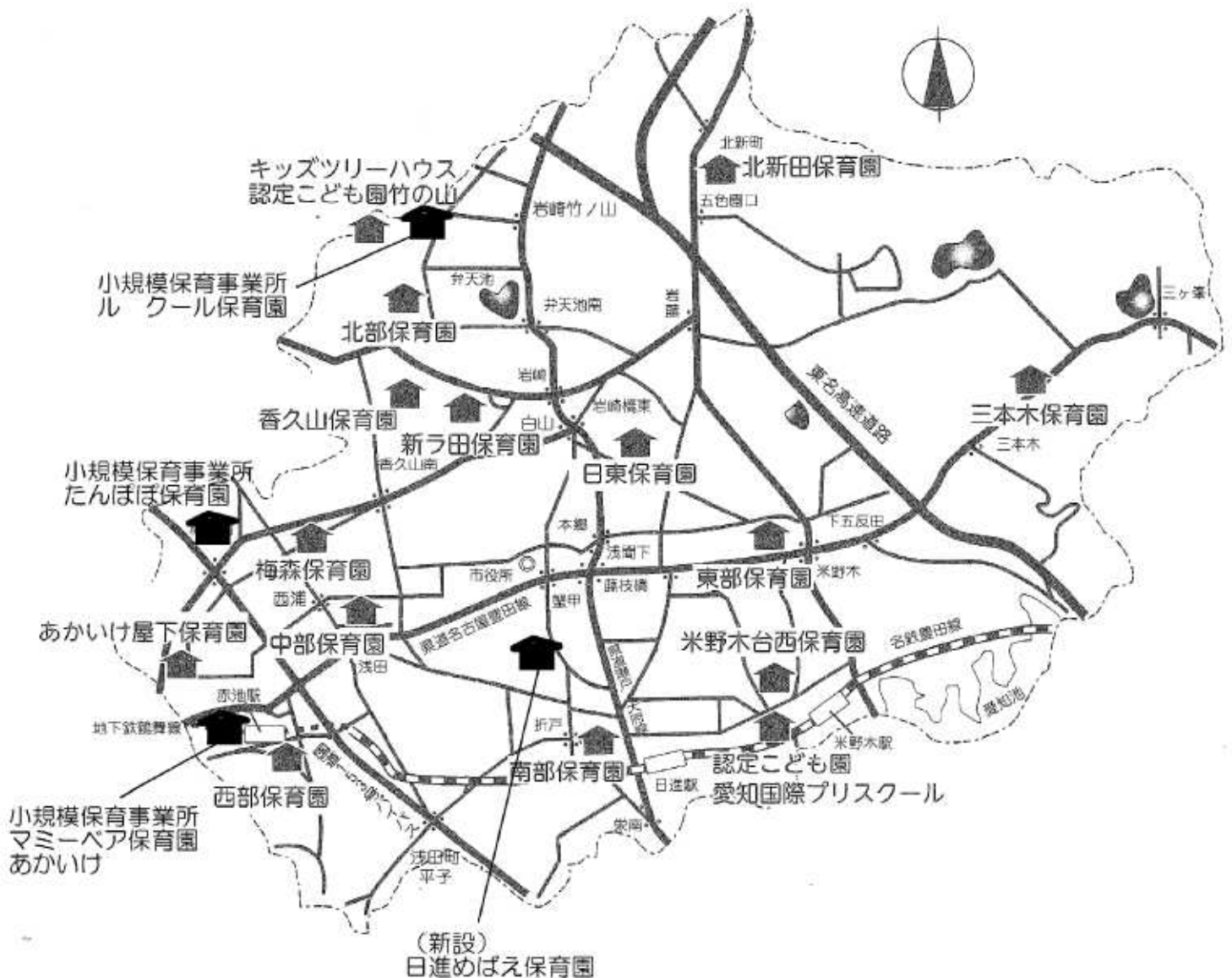
○小規模保育事業所

区分	施設名	所在地	電話番号 (0561)	クラス年齢 (4月1日現在)	保育時間
小規模保育事業	マミーベア保育園 あかいけ	赤池 1-2004 K's スパ - 赤池 1F	052-801 -2550	0~2 歳児 (生後8週以上)	(平 日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~19:30
	たんぼぼ保育園	梅森台 2-229	052-807 -3796	0~2 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30
	ル クール保育園	竹の山 4-705 バンパ - 1100 101号	76-4202	0~2 歳児 (6か月以上)	(平 日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~19:30

指定管理運営の米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所は各施設特色ある保育が実施されます。保育認定を受けた方の通常保育料は市が定める利用者負担額（保育料）と同じですが、施設独自の保育内容により、実費負担や上乗せ徴収等があります。

保育内容や費用に関する事等について、事前に各施設にお問い合わせください。

保育園・認定こども園・小規模保育事業所位置図



#### 4. 保育園等利用申込みの手続きから決定まで

当初 申込み手続きの流れ 可能な限り利用予定の児童とお越しく下さい。

- ①利用申込書等用紙配布 市役所こども課 又は 各保育園・認定こども園・小規模保育事業所
- ②対 象 者 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までに入園を希望される方  
 ※入園希望日には、ならし保育期間（職場復帰前 1 週間程度）を含みます。  
 ただし、入園希望日は、平成 29 年 4 月 1 日以降になります。
- ③提 出 す る も の 8 ページの 申込みに必要なものを提出してください。  
 ※不備の場合は、申込みができません。
- ④受 付 ・ 面 談

〈保育園受付時間：午前…9 時～11 時 30 分 午後…1 時 30 分～4 時 00 分〉

受付日時	保 育 園 名	電 話 番 号
10月27日(木) 午前・午後	北部保育園 (竹の山 4-504)	(0561) 72-3731
10月28日(金) 午前・午後	西部保育園 (赤池 3-1403)	(052) 802-1969
10月31日(月) 午前	三本木保育園 (三本木町上川田 9)	(0561) 73-7876
10月31日(月) 午後	東部保育園 (米野木町仲田 35-14)	(0561) 73-3163
11月1日(火) 午前	北新田保育園 (北新田殿ヶ池中 40)	(0561) 73-7866
11月1日(火) 午後	(社)日東保育園 (藤島町寺下乙 29)	(0561) 72-0459
11月2日(水) 午前・午後	南部保育園 (折戸町孫三ヶ入 29)	(0561) 73-1561
11月4日(金) 午前・午後	米野木台西保育園 (藤枝町廻間 1-1)	(0561) 75-5990
11月7日(月) 午前	梅森保育園 (梅森町上松 288-3)	(052) 803-3134
11月7日(月) 午後	中部保育園 (浅田町平池 35)	(052) 802-2859
11月8日(火) 午前・午後	新う田保育園 (岩崎町新う田 93-1)	(0561) 73-3021
11月9日(水) 午前	(社)あかいけ寿老会 あかいけ屋下保育園 (赤池町屋下 348)	(052) 800-2155

〈市役所受付時間：午前…9 時～11 時 30 分 午後…1 時 30 分～4 時 30 分〉

11月9日(水) 午後	市役所 4 階第 3 会議室
11月10日(木) 午前・午後	
11月11日(金) 午前・午後	

※香久山保育園・(新設)日進めばえ保育園・認定こども園・小規模保育事業所を含めて上記受付期間内(10月27日～11月11日)に、いずれかの会場で申し込んでください。

#### ⑤利用調整(審査)

利用希望者が定員を超えた場合は、「日進市保育園等利用調整基準指数表」により指数化し、利用調整(審査)します。同指数の場合は、希望園順及び受付時に行う抽選により優先順位を決定します。ただし、保育園等の定員数によっては希望に添えない場合があります。

#### (注意事項)

- ・利用調整(審査)に関わりますので、「保育園等利用申込書」に記入する際は、希望する保育園等については、通える範囲で、すべてご記入ください。  
 ※4 歳以上児 調整を第 1 希望園ごとに行い、指数の高い順に利用を決定します。  
 ※4 歳未満児 市内の保育園等へ利用申込みされた方全員を指数順に並べ、指数の高い方から順に利用を決定します。
- ・求職活動の方及び入園年度内に復帰しない育休中の方(3 歳以上児のみ)の利用調整(審査)は、平成 29 年 3 月以降の申込み締切日から行います。

#### ⑥

⑥利用の決定 平成29年2月上旬

利用が決定した場合は、「保育園等利用承諾書」により通知します。認定こども園・小規模保育事業所に決定した方は、その後施設との契約手続きとなります。

(注意事項) 求職活動の方と入園年度内に復帰しない育休中の方(3歳以上児のみ)で利用が決定した場合は、平成29年3月下旬に「保育園等利用承諾書」により通知します。

⑦利用者負担額(保育料)の決定

利用決定後以下のとおりに算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度の市町村民税額より算定						平成29年度の市町村民税額より算定					

⑧入園説明会 保育園で使用する用品購入等のご案内やオリエンテーションを行います。

および入園式 日程については入園決定者に通知します。

⑨ならし保育 9ページの5.ならし保育についてを確認してください。

年度途中 申込み手続きの流れ 可能な限り利用予定の児童とお越してください。

年度の途中において申込みをする場合は、毎月10日を申込み締切日(土・日・祝日の場合は、翌日の市役所開庁日とする。)として利用調整(審査)を実施し、翌月1日以降の入園になります。

ただし、保育園等の定員数によっては希望に添えない場合があります。

①受付(随時) 市役所こども課窓口にて

②対象者 平成29年10月1日から平成30年3月31日までに入園を希望される方  
※入園希望日には、ならし保育期間(1週間程度)を含みます。

(注意事項) 入園希望日の6か月前の月初めから申込みできます。

(例) 平成29年10月10日から入園を希望される方→平成29年4月1日から申込可

③利用調整(審査) 毎月10日締め(土・日・祝日の場合は、翌日の市役所開庁日とする。)

「日進市保育園等利用調整基準指数表」により指数化し、利用調整(審査)します(同指数の場合は先着順)。ただし、保育園等の定員数によっては希望に添えない場合があります。

④利用の決定 利用が決定した場合は、「保育園等利用承諾書」により通知します。認定こども園・小規模保育事業所に決定した場合は、その後施設との契約手続きとなります。

⑤入園手続き、入園説明 保育園等で行います。入園予定の児童と一緒にお願いします。

⑥ならし保育 9ページの5.ならし保育についてを確認してください。

(注意事項) 平成29年4月1日から平成29年9月30日までに利用を希望される方で、当初の申込み間に合わなかった方は、随時申込みを受付します。

利用調整(審査)は、平成29年1月以降の上記「③利用調整(審査)」により行います。

ただし、求職活動の方及び入園年度内に復帰しない育休中の方(3歳以上児のみ)の利用調整(審査)は、平成29年3月以降の申込締切日から行います。



申込みに必要なもの

対象者	提出及び添付が必要な書類等	
申込者全員	<input type="checkbox"/> 支給認定申請書（児童 1 人につき 1 枚必要）※新規申請の場合 又は <input type="checkbox"/> 支給認定証※事由に変わりなく、有効期間内の支給認定証をお持ちの場合。内容に変更がある場合は、支給認定変更申請書の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書（児童 1 人につき 1 枚必要） ※保育料算定のため、同居の家族状況は必ずご記入ください。 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由証明書（両親とも必要） <input type="checkbox"/> 健康保険証（両親及び利用児童）の写し <input type="checkbox"/> 健康の記録（児童 1 人につき 1 枚必要） ※ただし、出生前申込みの場合は、入園決定後に提出してください。 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印）	
保育を必要とする事由を確認する書類	就労	正社員・契約社員 <input type="checkbox"/> 直近の源泉徴収票の写し※日進市国民健康保険加入の方のみ。 <input type="checkbox"/> 承諾書※就労予定の方のみ。入園後に勤め先の健康保険証（被保険者本人に限る）の写し又は 4 月以降の「給与支給明細書」の写しの提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 雇用契約書の写し（雇用期間が 1 年以上のもの）※契約社員の方のみ
		パート（派遣社員含む） 自営業（協力者） 内職 <input type="checkbox"/> 給与明細書の写し（直近の 2 か月分） <input type="checkbox"/> 承諾書※就労予定の方のみ。入園後に勤め先の健康保険証（被保険者本人に限る）の写し又は 4 月以降の「給与支給明細書」の写しの提出が必要です。
		自営業（中心者） <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書（第一表・第二表） <input type="checkbox"/> 青色申告承認申請書 <input type="checkbox"/> 開業届（確定申告をしていない方）及び開業していることが確認できるパンフレット、チラシ等（いずれかの写し）
		自営業（専従者） <input type="checkbox"/> 確定申告書（第二表の専従者給与の分かる部分） <input type="checkbox"/> 青色事業専従者給与に関する届出書（いずれかの写し）
		農業 <input type="checkbox"/> 農家基本台帳と農地基本台帳の写し <input type="checkbox"/> 農作業の年次計画が分かる書類（任意様式）（全て）
	産前産後	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）
	疾病障害	<input type="checkbox"/> 状況が分かる手帳の写し（身体障害者手帳、自立支援医療証（精神通院医療）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）） <input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本）※自立支援医療証・障害者手帳の交付を受けていない方及び身体障害者手帳をお持ちの方のみ（全て）
	介護	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本） <input type="checkbox"/> 状況が分かる手帳の写し（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳））（全て）
災害復旧	<input type="checkbox"/> り災証明書の写し	
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書（原本）又は学生証の写し <input type="checkbox"/> 時間割の写し（全て）	
求職活動	<input type="checkbox"/> 誓約書 ※入園後、3 か月以内に「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。	
転入予定の方	<input type="checkbox"/> 土地家屋の売買契約書や賃貸借契約書等の写し <input type="checkbox"/> 申立書※日進市在住者宅への転入の場合	
必要な方のみ	<input type="checkbox"/> 延長保育申請書（児童 1 人につき 1 枚必要） ※就労の事由で、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に利用できます。職場等の証明が必要です。 <input type="checkbox"/> （出生前申込みの場合）母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ） <input type="checkbox"/> （育児休業中申込みの場合※就労先に健康保険制度がない場合）直近の育児休業給付金の受給状況が分かる書類 <input type="checkbox"/> 同居する 65 歳未満（平成 29 年 4 月 1 日を基準）のいずれの方（祖父母、親族等）の保育を必要とする事由証明書 ※該当する世帯で提出がない場合は、利用調整基準指数に影響します。	

（注意事項）

「利用申込書」、「保育を必要とする事由証明書」等に事実と虚偽の内容があった場合は、年度途中でも退園していただきます。また、就労状況（予定者も含む）確認のため、提出書類に基づいて就労先へ実地調査することがあります。

## 5. ならし保育について

初めて保育園に入る児童について、ストレスなく保育園に慣れていただくため、当初は保育時間を短縮し、徐々に保育時間を増やす方法、いわゆる「ならし保育」を行っています。ならし保育は、入園からおおむね1週間程度行うことができます。ただし、「ならし保育」は、平成29年4月1日以降になります。

## 6. 乳児保育について

「乳児保育」は、0歳児（6か月以上児。米野木台西・日東・（新設）日進めばえ保育園は3か月以上児、マミーベア保育園あかいけは生後8週間以上児。）の乳児を対象に行っています。

6か月以上児実施保育園等	西部・北部・中部・新う田・南部・梅森・三本木・北新田・あかいけ屋下・香久山・キッズツリーハウス認定こども園竹の山・たんぼぼ・ル クール
3か月以上児実施保育園等	米野木台西・日東・（新設）日進めばえ
生後8週間以上児実施保育園等	マミーベア保育園あかいけ

## 7. 利用者負担額（保育料）について

- ・利用者負担額（保育料）は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親（もしくは祖父母等の生計主宰者）の市町村民税所得割額の合計、入園年度の4月1日現在の児童の年齢及び支給認定証に示した保育必要量によって決定します。（市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。）
- ・市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層（D11階層）に階層区分を仮算定します。所得割額が確認できた場合は、年度当初の保育開始日の属する月に遡って再算定を行います。
- ・原則、口座振替でお支払いいただき、振替日は毎月10日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。
- ・保育料の滞納が続く場合は、法律に基づいて滞納処分させていただくことがあります。  
※延長保育を利用する場合は、認定区分に応じた延長保育料がかかります。  
※保育料とは別に、3歳以上児については主食費が必要です。また、保育園ごとに保護者会費や教材費等別途実費が必要となる場合があります。  
※指定管理運営の米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所については、保育料とは別に保育内容に応じた上乗せ徴収や実費負担が必要な場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

## 8. 利用申込み後・入園後の届出について

次の場合には、日進市長又は施設長の指示にしたがって、届出が必要です。

- ① **変更届**※用紙は、こども課又は保育園等にあります。

利用申込み後に就労先や住所、世帯等に変更があった場合は、**必ず**こども課又は保育園等（在園児のみ可）に提出してください。

- ・ 保育園等を退園するとき
- ・ 利用を辞退するとき
- ・ 保育実施期間の変更
- ・ 氏名、世帯等の変更（結婚・離婚・別居・同居等）
- ・ 住所変更があったとき（転出・転居）
- ・ 父母の就労先の変更（転職・退職）
- ・ 延長保育時間の変更
- ・ 出産するとき 等

② **支給認定現況届**※用紙は、必要な時期に保育園等を通じて配布します。

支給認定を受けた方（原則、支給認定の有効期間が複数年ある方）については、年に1回、保育が必要な状況及び住民要件等を確認させていただくため、「現況届」及び保育の必要性がわかる書類を提出していただきます。また、状況に応じて、以下の各種手続きが必要になる場合があります。必要な手続きを行わない場合、認定が無効となり保育園等の利用ができなくなることがありますので、ご注意ください。

ア) 支給認定の変更申請

下記の事項に変更が生じた場合には、必ず、支給認定の変更申請を行ってください。その際、交付している支給認定証は返却していただきます。

①保育の必要性の事由または保育必要量

仕事をやめたときや就労時間が減った場合など、保育が必要な状況に変化があった場合

②支給認定区分（保育の希望の有無）

保育施設等を利用されていない方（例えば幼稚園ご利用の方）が保育施設等の利用を希望される場合

③利用者負担額（保育料）に関する事項

婚姻等により世帯構成に変化が生じた場合や市町村民税額の修正申告等を行った場合

イ) 職権による支給認定の変更

満3歳未満・保育認定（3号認定）の子どもが満3歳に達したときは、市が満3歳以上・保育認定（2号認定）に職権で変更し、支給認定証を交付します。このほか、必要があると認めるときは、市が支給認定の変更認定を行うことがあります。

ウ) 支給認定の取消し

支給認定有効期間内に、日進市内から転出した場合や支給認定基準を満たしていないことが判明した場合には、支給認定を取り消します。取り消しの場合、保育園等の利用ができなくなります。

エ) 支給認定の再交付

支給認定証を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

<届出に関する注意事項>

※3歳未満児（入園年度の4月1日現在の年齢）については、支給認定事由が変更となり、当初利用調整時又は現況届時に確認した事由での「日進市保育園等利用調整基準指数」より下がる場合は、在園中でも再度利用調整（再審査）となる場合があります。

※在園中、事由が産前産後に切り替わり、その後育児休業法等に基づく育児休業を取得する場合、2歳未満児は、育児休業を取得した時点で認定基準を満たさなくなり退園、2歳以上児は、育児休業終了後に復職することが確認できる場合は入園を継続できます。

9. 発達の遅れや障害等がある児童の入園について

発達の遅れがある児童の入園については、保育を必要とする事由のほかに、児童の状態（集団保育になじむこと、身辺自立、心身の成長発達に有効と認められることなど）を確認したうえで、保育園等での職員配置状況に応じて入園を決定します。申込み前に、あらかじめこども課へお電話の上、相談してください。

平成29年度の保育料は未定ですが、下記を参考にしてください。

平成28年度保育園等利用者負担額(保育料)(2号・3号認定)

<日進市保育認定利用者負担額(保育料)基準額表>

階層	区分	定 義	徴収金基準額(月額)						兄弟等入園による軽減		
			3歳未満児		3歳児		4・5歳児				
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	同一家庭内で複数の児童が入園しているときの保育料		
A		生活保護法による非課税世帯又は単親世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	ひとり親家庭等の世帯	0	0	0	0	0	0	第2子の徴収金基準額左記金額の1/2	第3子以降の徴収金基準額0円	
		その他の世帯	5,000	5,000	4,000	4,000	4,000	4,000			
C	市町村民税課税所得割48,600円未満	ひとり親家庭等の世帯	5,000	4,750	4,000	3,750	4,000	3,750			第2子以降の徴収金基準額0円
		その他の世帯	11,000	10,500	9,000	8,500	9,000	8,500			第2子の徴収金基準額左記金額の1/2
D1	48,600円以上61,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	6,750	6,500	5,250	5,000	5,250	5,000			第2子以降の徴収金基準額0円
		その他の世帯	13,500	13,000	10,500	10,000	10,500	10,000			第2子の徴収金基準額左記金額の1/2
D2	61,000円以上73,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	8,250	8,000	6,250	6,000	6,250	6,000			第2子以降の徴収金基準額0円
		その他の世帯	16,500	16,000	12,500	12,000	12,500	12,000			第2子の徴収金基準額左記金額の1/2
D3-1	73,000円以上77,101円未満	ひとり親家庭等の世帯	10,250	10,000	7,250	7,000	7,250	7,000			第2子以降の徴収金基準額0円
		その他の世帯	20,500	20,000	14,500	14,000	14,500	14,000			第2子の徴収金基準額左記金額の1/2
D3-2	77,101円以上85,000円未満	20,500	20,000	14,500	14,000	14,500	14,000				
D4	85,000円以上97,000円未満	24,500	24,000	17,500	17,000	17,500	17,000				
D5	97,000円以上109,000円未満	31,000	30,000	21,000	20,000	19,000	18,000				
D6	109,000円以上133,000円未満	37,000	36,000	21,000	20,000	19,000	18,000				
D7	133,000円以上169,000円未満	43,000	42,000	23,000	22,000	20,000	19,000				
D8	169,000円以上213,000円未満	49,000	48,000	25,700	24,700	21,600	20,600				
D9	213,000円以上301,000円未満	54,500	53,000	26,200	24,700	22,100	20,600				
D10	301,000円以上397,000円未満	57,500	56,000	26,200	24,700	22,100	20,600				
D11	397,000円以上	59,500	58,000	27,500	26,000	23,500	22,000				

<兄弟等入園及びひとり親家庭等の世帯の軽減の拡大>

※市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合(年齢制限なし)、年長者から順に2人目の場合は半額、3人目以降の場合は無料となります。

※市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親家庭等の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合(年齢制限なし)、1人目は表のとりの額、2人目以降は無料となります。

「ひとり親家庭等の世帯」・・・母子父子家庭世帯(祖父母等との同居除く)、身体障害者手帳・療育手帳・障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・障害基礎年金の受給者を有する世帯

<保育必要量>

標準時間・・・主にフルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大11時間。就労などで月120時間以上。

短時間・・・主にパートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大8時間。就労などで月60時間以上。

※保育園の利用時間は、午前8時から午後4時までを原則的な保育時間とし、その時間を超える場合は、各保育園の開園時間内で、就労時間等に合わせた必要な利用時間を保育園と調整していただくこととなります。

※保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親(もしくは祖父母等の生計主宰者)の市町村民税所得割額の合計、児童の年齢及び支給認定証に示した保育必要量によって決定します。(市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寺附金税額控除等)は適用されません。)

※市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層(D11階層)に階層区分を確定するものとします。所得割額が確認できた場合は、算定開始日の属する月に遡って再算定を行います。

<公立保育園における延長保育料>

延長保育	利用時間	短時間		標準時間
	1時間以内の利用	月額	500円	
1時間超3時間以内の利用	月額	1,000円		
午後6時30分から午後7時までの利用	月額	1,000円		月額 1,000円
土曜日午後4時を超える利用		日額		500円

※延長保育の料金は、午前午後の利用時間の合算とします。

※標準時間の時間帯：午前7時30分～午後6時30分(西部・北部・南部・梅森・三本木・北新田保育園は午後6時00分まで。

私立保育園・認定こども園・小規模保育施設は異なる場合があります。)

※短時間の時間帯：午前8時00分～午後4時00分(市内公立保育園・私立保育園・認定こども園共通)

※指定管理園である米野木台西保育園の午後7時00分～午後7時30分の延長保育料は別途必要となります。

※私立保育園・認定こども園・小規模保育施設の延長保育料・時間帯等は施設ごとに設定されます。

○第三子保育料無料化等事業について

平成28年度は、18歳未満の児童が3人以上いる場合、その年度の初日において3人目以降の3歳未満児の保育料は、日進市保育認定利用者負担額(保育料)基準額表のB階層からD4階層までに属する世帯の児童及びD5階層からD9階層までに属する世帯の児童のうち入園順位が1番目の児童については無料といたします。D5階層からD9階層までに属する世帯の児童のうち入園順位が2番目以降の児童及びD10・D11階層に属する世帯の児童については、兄弟等入園による軽減後の額の2分の1の額といたします。平成29年度以降については、本事業の継続は未定ですのであらかじめご了承ください。

## 日進市保育園等利用調整基準指数表

認定基準	保護者の状況		基準指数		
	細目				
1 居宅外労働	外勤・ 自営	正社員・契約社員※	月155時間以上勤務(参考:月20日以上、7時間45分以上)	10	
			月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	9	
		自営の中心者	月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	8	
			パート・派遣社員 自営の専従者	月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	8
	農業	中心者	月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	6	
			自営協力者	月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	7
		協力者	月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	5	
			農地30a以上、月90時間以上労働(参考:月15日以上・6時間以上)	6	
2 居宅内労働	自営	中心者	農地20a以上、月60時間以上労働(参考:月15日以上・4時間以上)	5	
			月155時間以上勤務(参考:月20日以上、7時間45分以上)	10	
		協力者	月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	9	
			月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	8	
	内職	月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	4		
		月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	5		
3 産前産後	出産の前後で、休養等を要するため保育ができない場合		10		
4 疾病・障害	疾病	寝たきりもしくは感染症等により医師に保育が不可能と診断された場合		10	
		精神障害等で医師に保育が不可能と診断された場合		8	
		入院	月15日以上を要する場合	10	
		通院	月15以上の通院が必要な場合	8	
	障害者	1・2級またはA判定、B判定		10	
		3級またはC判定		9	
4級以下		7			
5 介護	病院等付添	月15日以上の付添い看護	配偶者・子	9	
			その他の親族	7	
	自宅療養	常時観察と介護を要する場合 (寝たきり者等)		配偶者・子	10
		寝たきり者以外付添い・身体障害者の看護		その他の親族	8
				配偶者・子	8
				その他の親族	6
6 災害復旧	災害の復旧にあっている場合		10		
7 就学	就学・技能習得のため保育ができない場合	月120時間以上(参考:月20日以上、6時間以上)	7		
		月60時間以上(参考:月15日以上、4時間以上)	5		
8 求職活動	就労の意思があり、求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合		1		

※契約社員の該当は、雇用期間が1年以上で、社会保険等(日進市国民健康保険を除く)に加入している場合。

就労形態の多様化に伴い、上記利用調整基準に業種を当てはめることが出来ない場合は、内規に基づき判定します。

- \* 利用申込み締切時点で、「保育を必要とする事由証明書」等の提出がない場合は0点とする。
- \* 上記に掲げるもののほか、明らかに保育ができないと認められる場合については状況等を考慮し指数を決定する。
- \* 基準指数については、両親のうち指数の低い方を基準として指数を決定する。
- \* 育児休業法に基づく育休中で入園年度内に復帰しない場合は、求職活動と同指数とする(3歳以上児のみ)。

### 調整指数

		調整指数
1	母子または父子世帯	単独世帯 +3 祖父母等同居 +1
2	父または母が1級・2級またはA判定の障害者で常時観察と介護を要する場合	+3
3	生活保護法に基づく保護世帯に準ずる	+2
4	育児休業法等に基づく育児休業明けに入園を希望する場合(3歳未満児のみ。育児休業明けに認可外保育施設等を利用している場合を含む。)※1	+1
5	育児休業法等に基づく育児休業取得前に保育園等を利用しており、同じ保育園等を再度希望する場合	+2
6	新年度継続在園児の兄弟姉妹入園(同一園への申込の場合のみ)	+3
7	新規兄弟姉妹同時入園申込の場合(同一園への申込の場合のみ)	+1
8	2歳児で卒園となる保育園等の卒園児童	+2
9	同居の親族その他の者(入園年度の4月1日現在で65歳未満)が児童を保育できる場合	-2
10	就労時間が通常保育時間外の場合	-1
11	就労時間・日数の変更等(基準日は平成28年11月1日)	-1
12	就労予定者(基準日は平成28年11月1日)	-2

※1 就労先に健康保険制度がない場合、育児休業給付金の受給状況が分かる書類による確認が必要です。

議題(2) 平成29年度保育園等の定員について(案)

資料No.2

公立保育園の現行入所児童数(入園予定者含む)は1,414人で入所率91.6%となっている。

公立保育園		※現行児童数は平成28年8月1日現在、平成29年1月31日までに入園が決まっている人数							
園名	28・29年度定員の比較	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
西部	188	28年定員	12	20	24	40	46	46	188
		現行児童数	12	19	24	37	44	46	182
		29年定員	12	20	24	40	46	46	188
		増減	0	0	0	0	0	0	0
北部	192	28年定員	12	20	24	40	46	50	192
		現行児童数	12	19	23	40	41	38	173
		29年定員	12	20	24	40	46	50	192
		増減	0	0	0	0	0	0	0
中部	164	28年定員	9	16	18	40	40	41	164
		現行児童数	9	15	18	40	38	39	159
		29年定員	9	16	18	40	40	41	164
		増減	0	0	0	0	0	0	0
新う田	196	28年定員	9	16	24	40	52	55	196
		現行児童数	9	15	23	37	52	46	182
		29年定員	9	16	24	40	52	55	196
		増減	0	0	0	0	0	0	0
東部	134	28年定員	0	20	24	30	30	30	134
		現行児童数	0	19	22	29	30	24	124
		29年定員	0	20	24	30	30	30	134
		増減	0	0	0	0	0	0	0
南部	194→200	28年定員	12	16	18	40	52	56	194
		現行児童数	12	16	18	40	49	48	183
		29年定員	12	16	24	40	52	56	200
		増減	0	0	6	0	0	0	6
梅森	122	28年定員	6	8	18	30	30	30	122
		現行児童数	6	8	17	23	21	17	92
		29年定員	6	8	18	30	30	30	122
		増減	0	0	0	0	0	0	0
三本木	96	28年定員	6	8	12	22	23	25	96
		現行児童数	5	7	12	16	23	14	77
		29年定員	6	8	12	22	23	25	96
		増減	0	0	0	0	0	0	0
北新田	108	28年定員	9	12	18	20	24	25	108
		現行児童数	9	12	18	16	20	20	95
		29年定員	9	12	18	20	24	25	108
		増減	0	0	0	0	0	0	0
米野木 台西※	149	28年定員	15	20	24	30	30	30	149
		現行児童数	15	20	24	30	30	28	147
		29年定員	15	20	24	30	30	30	149
		増減	0	0	0	0	0	0	0
公立計	1,543→1,549	28年定員	90	156	204	332	373	388	1,543
		現行児童数	89	150	199	308	348	320	1,414
		29年定員	90	156	210	332	373	388	1,549
		増減	0	0	6	0	0	0	6

※社会福祉法人日東保育園による指定管理園

私立保育園

園名	28・29年度定員の比較	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
日東	170	28年定員	12	22	24	38	37	37	170
		現行児童数	12	22	22	38	37	36	167
		29年定員	12	20	24	39	38	37	170
		増減	0	-2	0	1	1	0	0
あかいけ屋下	90	28年定員	6	14	17	18	18	17	90
		現行児童数	6	14	17	18	17	13	85
		29年定員	6	14	17	17	18	18	90
		増減	0	0	0	-1	0	1	0
香久山	49	28年定員	6	19	24				49
		現行児童数	8	19	21				48
		29年定員	12	16	21				49
		増減	6	-3	-3				0
日進めばえ	平成29年度開設 116	28年定員							
		現行児童数							
		29年定員	12	16	18	20	25	25	116
		増減	12	16	18	20	25	25	116
合計	309→425	28年定員	24	55	65	56	55	54	309
		現行児童数	26	55	60	56	54	49	300
		29年定員	42	66	80	76	81	80	425
		増減	18	11	15	20	26	26	116

公立・私立保育園

	28・29年度定員の比較	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
合計	1,852→1,974	28年定員	114	211	269	388	428	442	1,852
		現行児童数	115	205	259	364	402	369	1,714
		29年定員	132	222	290	408	454	468	1,974
		増減	18	11	21	20	26	26	122

認定こども園(市内、市外別) 2・3号認定(保育)

園名	28・29年度定員の比較	区分	3号			2号			合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
キッズ ツリー ハウス	78	28年度定員	9	15	15	13	14	12	78
		市内児童数	8	14	11	12	10	4	59
		市外	1	1	3	0	6	3	14
		29年度定員	9	15	15	13	13	13	78
		増減	0	0	0	0	-1	1	0
愛知国 際プリ スクール	60→70	28年度定員	0	7	17	16	9	11	60
		市内児童数	0	3	9	10	3	1	26
		市外	0	5	7	7	4	9	32
		29年度定員	0	6	18	20	17	9	70
		増減	0	-1	1	4	8	-2	10
合計	138→148	28年度定員	9	22	32	29	23	23	138
		市内児童数	8	17	20	22	13	5	85
		市外	1	6	10	7	10	12	46
		29年度定員	9	21	33	33	30	22	148
		増減	0	-1	1	4	7	-1	10

<参考>

認定こども園 1号認定(教育)

園名	28・29年度定員の比較	区分	1号			合計
			3歳	4歳	5歳	
キッズ ツリー ハウス	6	28年度定員	2	2	2	6
		現行児童数	2	1	0	3
		29年度定員	2	2	2	6
		増減	0	0	0	0
愛知国 際プリ スクール	15	28年度定員	8	4	3	15
		現行児童数	2	1	2	5
		29年度定員	4	7	4	15
		増減	-4	3	1	0
合計	21	27年度定員	10	6	5	21
		現行児童数	4	2	2	8
		28年度定員	6	9	6	21
		増減	-4	3	1	0

小規模保育事業所

園名	28・29年度定員の比較	区分	0歳	1歳	2歳	合計
マミー ペア保 育園あ かいけ	19	28年度定員	3	6	10	19
		現行児童数	3	6	10	19
		29年度定員	6	6	7	19
		増減	3	0	-3	0
たんぽ ぽ	12	28年度定員	3	4	5	12
		現行児童数	3	4	5	12
		29年度定員	3	4	5	12
		増減	0	0	0	0
ルクー ル	19	28年度定員	3	8	8	19
		現行児童数	3	9	7	19
		29年度定員	3	8	8	19
		増減	0	0	0	0
合計	50	28年度定員	9	18	23	50
		現行児童数	9	19	22	50
		29年度定員	12	18	20	50
		増減	3	0	-3	0